

三朝町農業・林業支援施策ガイド

三朝町では、農業や林業を推進するため、様々な施策を実施しています。
今後のみなさんの取り組みの参考にしてください。

<農業関係>

(令和8年5月1日現在)

事業名	内 容	補助金交付単価等
経営所得安定対策事業 (申請時期：6月)	○水田活用の直接支払交付金 戦略作物：大豆、飼料作物など 産地交付金：三朝神倉大豆等	35,000円/10a 22,300円/10a ほか
日本型直接支払制度 (令和7年度から 5年計画スタート) ※集落が申請します。	○多面的機能支払交付金 ①水路の泥上げ、農道の維持管理作業 ②植栽や鳥獣被害防止柵の設置等 ③水路、農道の補修や更新 ○中山間地域等直接支払交付金 農業活動を継続することへの支援(5年間) ○環境保全型農業直接支払交付金 県特別栽培農産物の認証＋堆肥の施用など (取組農家のグループで申請)	3,000円/10a 1,800円/10a 4,400円/10a 21,000円/10a ほか 3,600円/10a ほか
水田地力増進対策事業	○水田地力増進対策事業 次年度作付に向けて、コシヒカリ、きぬむすめ、星空舞、ひとめぼれ、三朝神倉大豆、プロッコリーの圃場に堆肥を投入する土づくりを支援します。	3,000円/10a (環境保全型農業直接支払交付金との重複不可)
特産品振興事業	○特産品開発支援事業 本町の農林水産品を用いて特産品開発する経費の一部を支援 ○三朝神倉大豆 販売促進事業費補助金 三朝神倉大豆の更なる販路拡大及び消費拡大の推進に係る経費の一部を支援	補助率 2/3 上限 100,000円 補助率 2/3 上限額 200,000円
鳥獣被害対策事業 (相談：随時) ※集落や農事組合が申請します。 ※次年度の要望とりまとめを8月頃に行っておりますが、随時ご相談ください。	○国事業(3戸以上・集落) ワイヤーメッシュ、電気柵の新設する場合に、物品を貸与します。 ○県事業(2戸以上・集落又は農事組合等) 国事業の受益区域以外での、ワイヤーメッシュ、電気柵の購入・設置に対する支援。 ○町事業(集落又は農事組合等) 既設のワイヤーメッシュ柵等の補修・強化に係る経費について支援します(電気柵については、ポール及び柵線を除く補修費)。	町からの無償貸与 補助率 2/3 補助率 1/2
	○猟免許取得等助成 有害捕獲に従事する場合、取得経費の一部を助成します。	・免許取得 新規 10/10(上限 9,000円) 更新 2/3(上限 5,000円) ・狩猟者登録 10/10(上限 10,000円)

<p>担い手に対する支援</p>	<p>○三朝町水田農業担い手協議会 遊休農地を積極的に借り入れる等、意欲ある地域の担い手農家を応援します。 ⇒水田受託支援助成金 三朝町水田農業担い手協議会会員の水田受託を支援します。</p> <p>○集落営農組織の育成 集落の有志で組織を立ち上げ、地域農業を守る取組を支援します。 (組織の設立支援、機械等整備補助など)</p>	<p>意欲ある会員を募集中です。 3,000円/10a (上限450,000円/人)</p> <p>組織化や活用事業等について、まずは農林課にご相談ください。</p>
<p>新規就農者支援</p>	<p>○就農直後の所得確保のための資金給付 経営開始資金(年165万円、最長3年間)</p> <p>○就農に必要な機械・施設の費用を助成 就農条件整備(補助率1/2、最大800万円)</p> <p>○農家後継者が親の経営に従事しながら、親元で研修を行う場合に交付金を交付 親元就農交付金(月額10万円、最長2年間)</p>	<p>助成制度の活用には、研修及び青年等就農計画の認定等が必要となりますので、就農を検討されている方は、農林課へお問い合わせください。</p>

《機械導入支援》

	認定農業者	認定農業者以外の担い手農家	集落営農	一般農業者	概要	補助率
<p>・兼業農家等農業機械導入補助 (対象:町内在住農家で30a以上の経営面積を有するなどの補助条件を満たす者) ※次年度の要望11月頃までをお願いします。</p>				○	<p>兼業農家等の営農の維持・発展に必要な機械施設等の整備を支援(発展性の見られる機械更新、中古機械可)</p>	<p>町1/4(上限:500千円)</p>
<p>・担い手農家機械導入補助 (対象:地域計画に中心経営体として位置づけられている三朝町水田農業担い手協議会の会員。(100a以上の経営面積を有する者等)</p>	○	○	○		<p>国・県の補助事業では要件を満たさない場合や、採択されなかった場合について、営農の維持・発展に必要な機械施設等の整備を支援(単純更新、中古機械可)</p>	<p>町1/3 (上限:1500千円)</p>
<p>・ともに目指す!担い手強化支援事業</p>	○		○ (認定農業者)		<p>農業者等が作成した規模拡大、売上高UP等に係るプラン(営農計画)の達成のために行う取組に対し、必要な経費の助成</p>	<p>県1/3、町1/6 (個人4,000千円、集落営農8,000千円)</p>

・集落営農体制強化支援事業（規模拡大発展型）			○	集落営農組織に対して、営農の維持・発展に必要な機械施設等の整備を支援（集落ビジョン作成）	県 1/3、町 1/6 （上限：経営面積 20ha 未満…7,000 千円）
・集落営農体制強化支援事業（人材確保型）			○	オペレータ等の人材育成研修や、畦畔管理の省力化に必要な機械の整備等を支援（集落ビジョン作成）	県 1/3、町 1/6 （上限：2,200 千円、急傾斜地を含む組織 2,600 千円）
・中山間地域を支える水田農業支援事業		○		認定農業者を狙う個人農家を対象に、中山間地域で水田農業の維持・発展に必要な機械導入等を支援	県 1/3、町 1/6 通常タイプ （上限：2,000 千円） スマートタイプ （上限：3,000 千円）

<森林・林業関係>

事業名	内 容	補助金交付金単価等
枯松等伐採促進事業 （申請時期：随時）	山林や住宅近くの枯松やナラ枯れ木を伐採し、美観の維持及び住民の安全を確保します。	補助率 1/2
竹林整備事業 （相談：随時）	放置竹林等の整備活動を支援し、竹林の拡大防止と森林環境の改善を図ります。 （委託事業又は自力施工）	基準単価による積算 事業費の 8 割補助

これらの事業は、交付要綱などにより交付要件が定められています。交付の要件や手続き等につきましては、役場農林課（電話 43-3515）までお問い合わせください。

<特産品振興>

○三朝神倉大豆の生産者の募集について

町では、JA や鳥取県と連携し、三朝町の特産品として『三朝神倉大豆』の生産を振興しています。

特 徴： 一般的な品種の大豆と比べて大粒で大豆イソフラボンを 2 倍近く含む。
生産状況： 生産者 26 名 作付面積 約 36 ha （令和 7 年産）
加工品： 豆腐「神のはな」、納豆「神のつぶ」、豆乳「神のしずく」、
水煮大豆「神のつぶみ」、大豆あんのどら焼き「神の笑み」、味噌「神の蔵」

※(株)不二家による三朝神倉きなこ使用の「カントリマアム」が期間限定発売されるなど好評を得ています。

今後も三朝米に次ぐ基幹作物として、前述の施策を含めて支援を行っていきますが、さらなる増産と品質向上を図るために、意欲ある生産者の方を募集します。

『三朝神倉大豆』の来年の作付をご検討される場合は、三朝町農林課（電話 43-3515）、または JA 鳥取中央三朝経済センター（電話 43-0915）までご相談ください。

○作り手のない水田の情報について

町内では、年々遊休農地が増える傾向にあります。

「誰かに耕作してもらいたいが、自分では耕作者を探せない」といった水田がありましたら、農林課または農業委員会にご相談ください。町内の担い手農家やグリーンサービスなどで組織する「三朝町水田農業担い手協議会」で情報を共有し、来年の耕作に向けて引き受け手をできる限りお探しします。

○相談窓口：農林課（電話 43-3515）、農業委員会（電話 43-3507）